

港湾工事における 契約変更事務ガイドライン

令和2年3月
国土交通省 港湾局



- I 契約変更事務ガイドライン(本編)**
- II 設計変更の事例集**
- III 設計変更に関する想定問答**
- IV 受発注者間のコミュニケーション**
- V 参考資料**

I 契約変更事務ガイドライン(本編)

1. 策定の目的	-3
◆港湾工事の特性と設計変更	
◆適切な設計変更の必要性	
◆ガイドライン策定の目的	
2. 設計変更の基本事項	-4
3. 設計変更の留意事項	-5
◆発注者の留意事項	
◆受注者の留意事項	
◆その他の留意事項	
4. 設計変更が不可能なケース	-6
5. 設計変更が可能なケース	-7
◆先行指示書等への概算額の記載方法	
◆「設計図書の照査」の基本的な考え方	
(1)設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き(契約書第18条第1項の二)	
(2)設計図書の表示が明確でない場合の手続き(契約書第18条第1項の三)	
(3)設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き(契約書第18条第1項の四)	
(4)工事中止の場合の手続き(契約書第20条)	
(5)受注者からの請求による工期の延長(契約書第22条)	
(6)発注者の請求による工期の短縮(契約書第23条)	
(7)「設計図書の照査」の範囲をこえるもの	
6. 設計変更手続きのフロー	-19
(1)工事請負契約書第18条の場合のフロー例	
(2)工事請負契約書第19条の場合のフロー例	
(3)工事請負契約書第20条の場合のフロー例	
7. 設計変更に関わる資料の作成	-23
(1)設計照査に必要な書類の作成	
(2)設計変更に必要な資料作成	
8. 条件明示	-25
9. 関連事項	-30
◆指定・任意の使い分け	
◆入札・契約時の契約図書等の疑義の解決	

※ ガイドラインにおける契約書の条番号は、令和2年4月1日から適用される契約書によった。

1. 策定の目的

◆港湾工事の特性と設計変更

港湾施設は、海域における各種条件の違いから、要求性能は同じものでも、その形状、施工方法等は大きく異なってくる。

さらに、施工場所が陸上、海上、海底等と多岐にわたっており、厳しい気象海象条件下での作業を余儀なくされている。

そのため、工事を発注する際には、事前に対外調整や必要な調査および施工方法の検討を行い、現地条件に則した施工計画の立案及び適正な積算を行うことが重要となる。

しかし、それでも予測できない状況が発生することは多く、設計図書と施工現場の条件に違いが発生した場合は、工事内容の変更すなわち設計変更が必要となる。

◆適切な設計変更の必要性

改正品確法(令和元年6月)において発注者の責務が第7条に定められており、第1項第5号に「設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。)に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。」が規定されている。変更は請負代金額に対する変更見込額の増加割合によらず、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。

◆ガイドライン策定の目的

設計変更の内容については、発注者及び受注者が合意し契約することが不可欠である。このため、発注者及び受注者における共通認識の保有、設計変更における透明性向上の観点から、「契約変更事務ガイドライン」を策定することとした。

なお、設計変更にあたっては、それに先立ち発注者として、より具体的な条件明示の徹底を図ること、また、受注者として、施工中に疑義が生じた場合は、発注者と協議しながら施工するなど、それぞれの役割分担が適切になされていることが必要である。

2. 設計変更の基本事項

◆設計変更の基本事項

○用語の定義

設計変更とは、工事の施工に当たり、設計図書の変更にかかるものをいう。

契約変更とは、設計変更により、工事請負契約書に規定する各条項に従って、工期や請負代金額の変更にかかるものをいう。

(参考: 港湾工事共通仕様書より)

設計図書とは、特記仕様書、図面、工事数量総括表、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

○設計変更に関する主な条項

- 第8条 特許権等の使用
- 第15条 支給材及び貸与物件
- 第17条 設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等
- 第18条 条件変更等
- 第19条 設計図書の変更
- 第20条 工事の中止
- 第22条 受注者の請求による工期の延長
- 第23条 発注者の請求による工期の短縮等
- 第24条 工期の変更方法
- 第25条 請負代金額の変更方法等
- 第26条 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更
- 第27条 臨機の措置
- 第28条 一般的損害
- 第30条 不可抗力による損害
- 第31条 請負代金額の変更に代える設計図書の変更
- 第34条 部分使用

3. 設計変更の留意事項

◆発注者の留意事項

請負工事は、港湾工事共通仕様書及び特記仕様書等の設計図書に基づいて実施されることから、発注者は設計図書に品質や規格及び施工条件等の必要な事項を明示し、適正な施工ができるように努めなければならない。

また、設計図書と現場の状況が異なるなど、設計変更の必要が生じた場合には、受注者に対し、書面にて、迅速且つ的確な指示を行わなければならない。

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法廷手続きなどの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件(自然条件を含む)の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。
『発注関係事務の運用に関する指針』より

◆受注者の留意事項

受注者は、設計図書に示された工事目的物を完成できるよう適切に施工を行う義務があり、そのために設計図書や現場条件を事前に確認する必要がある。

なお、設計図書と現場の状況が異なるなど、設計変更の必要が生じた場合には、速やかに、その旨を書面にて発注者に通知し、確認を請求しなければならない。

◆その他の留意事項

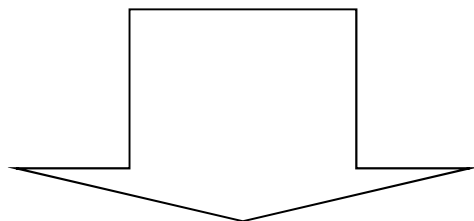
口頭でのやりとりは行わず、書面により協議することを原則とする。

なお、緊急を要する場合は、ファクシミリ又はEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替え、若しくは、工事帳票管理システム等による事務処理をなければならない。

また、設計変更の際、発注者及び受注者は、設計変更しなくてはならない理由(妥当性)、施工方法等を十分確認しなければならない。

4. 設計変更が不可能なケース

- 下記のような場合は、原則として設計変更が出来ない。
(ただし、契約書第27条(臨機の措置)で対応するような災害時等の緊急性を要する場合は、この限りではない)



- ① 契約図書に条件明示のない事項において、発注者からの「協議」又は「指示」等の通知がなく、受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
- ② 受注者の都合により、「承諾」事項として処理された案件について施工した場合。
- ③ 工事請負契約書及び港湾工事共通仕様書等に定められている所定の手続きを経していない場合。
- ④ 正式な書面によらない場合(口頭のみでの指示・協議等)。
- ⑤ 施工条件等の変更がない場合において、当初の設計図書のとおり施工しても支障がない場合。

5. 設計変更が可能なケース

- 設計変更が可能な事案としては、下記のような場合が考えられる。



- ① 仮設(任意仮設を含む)において、条件明示の有無に係わらず、当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が、現地で確認された場合。
- ② 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。
- ③ 所定の手続きを行い、発注者の「指示」による場合。
- ④ 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。

ただし、設計変更にあたっては下記の事項に留意する。

- ・当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」にあたる。
- ・当該工事での設計変更の必要性を明確にする。また、設計変更とすることへの妥当性(別件工事ではないか)を明確にする。
- ・設計変更に伴う請負代金額や工期の変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末日までに行うものとする。
(軽微な設計変更とは、「設計変更に関する想定問答」答11を参照)

※ 設計変更を行う事例としては、想定し得なかった自然条件や社会情勢の変化など様々なケースが存在する。

そして、設計変更の対応は、特記仕様書や図面等の記載事項を変更することに対して、工事請負契約書の各条文に合致するか否かが判断の基準となる。

発注者は、設計変更にあたり、現場で起こった事案に対して、これらに合致するかを個々に判断することが求められる。

次ページ以降は、過去に行われた設計変更の事例を工事請負契約書の各条項別に整理したものであり、設計変更の可能性があるケースが生じた場合の判断の補助資料として活用されたい。

5. 設計変更が可能なケース

◆先行指示書等への概算額の記載方法

設計変更を行う為、契約変更に先だって指示を行う場合は、指示書にその内容に伴う増減額の概算額を記載するよう努める。ただし、受注者からの協議により変更する場合にあっては、協議時点で受注者から見積書の提出を受けた場合に限る。

ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。

また、緊急的に行う場合または何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合があります、そのような場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

【発注者からの先行指示の場合】

1. 発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面(指示書等)にて指示を行う。
2. 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載するよう努める。
3. 概算額は、百万円単位を基本(百万円以下の場合は十万円単位)とする。

【受発注者間の協議により変更する指示書の場合】

1. 受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面(指示書等)にて指示を行う。
2. 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載するよう努める。
3. 指示書による概算額の明示にあたっては、協議時点で受注者から見積書の提出があった場合に、その見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認された場合は、その見積書の額を指示書に記載する。受注者から見積書の提出がない場合は、概算額を記載しない。
4. 概算額は、百万円単位を基本(百万円以下の場合は十万円単位)とする。

5. 設計変更が可能なケース

◆「設計図書の照査」の基本的な考え方

1). 「設計図書の照査」に係わる規定について

①【工事請負契約書第18条(条件変更等)】

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

1. 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
2. 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
3. 設計図書の表示が明確でないこと。
4. 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
5. 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

②【港湾工事共通仕様書1-1-3(設計図書の照査等)】

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は、それに従わなければならない。

5. 設計変更が可能なケース

2). 「設計図書の照査」の位置づけ

- 受注者は、工事請負契約書及び港湾工事共通仕様書に基づいて、設計図書の照査を行うこととなる。
- 港湾工事共通仕様書 1-1-3設計図書の照査等に記載のあるとおり、照査結果から工事請負契約書第18条にある、現場と設計図書が一致しないこと的事实を監督職員が確認できる資料(現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等)の作成は、受注者の負担により作成を行う。
- また、照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行うものとする。

【受注者が自らの負担で行う部分】

- ①設計図書の照査に係る費用
- ②設計図書の照査の結果を監督職員に説明するための資料作成
 - ・現地地形図
 - ・設計図との対比図
 - ・取り合い図
 - ・施工図 等
- ③監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合の資料作成

※設計図書の照査の範囲を超えるものの事例をページ1-18に示す。

【発注者が実施する部分】

- ①照査結果により生じた、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査 等

※受注者に作成等を指示する場合は、その費用を負担する。

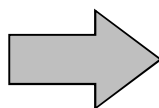
5. 設計変更が可能なケース

◆(1)設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き (契約書第18条第1項第二号)

受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。

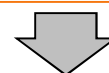
受注者

「契約書第18条(条件変更等)第1項第二号」に基づき、その旨を直ちに監督職員に通知



発注者

発注者は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更(当初積算の考え方に基づく条件明示)



受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。必要に応じ、品質確保調整会議又は設計変更協議会の活用を図る。

【例】

- ア. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- イ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- ウ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、安全監視船、交通整理員について条件明示がない場合
- エ. 着工前に図面を照査したところ、橋梁躯体工でエポキシ樹脂塗装鉄筋を使用しなければならぬ箇所が、普通鉄筋の指定となっていた場合
- オ. 着工前に図面を照査したところ、岸壁本体工で鋼材の部材長に表示ミスがあった場合
- カ. 着工前に図面を照査したところ、防波堤上部工で上部コンクリートの目地設置位置が表示されていなかった場合
- キ. 着工前に図面を照査したところ、岸壁の撤去工事で、撤去する栈橋上部の下面に設置されている既設給水管の表示が図面から抜けていた場合

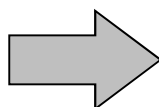
5. 設計変更が可能なケース

◆(2)設計図書の表示が明確でない場合の手続き (契約書第18条第1項第三号)

設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である。

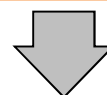
受注者

「契約書第18条(条件変更等)第1項第三号」に基づき、条件明示が不明確な旨を直ちに**監督職員に通知**



発注者

発注者は第4項、第5項に基づき、必要に応じて**設計図書の訂正・変更**(当初積算の考え方に基づく条件明示)



受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「**協議**」により**工期及び請負代金額を定める**。必要に応じ、品質確保調整会議又は設計変更協議会の活用を図る。

【例】

- ア. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- イ. 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合
- ウ. 実際には施工現場の立地条件、構造条件等により使用する船舶及び機械に制限があるが、設計図書には制限があることが示されていない場合
- エ. 数量等の内訳が明確でない場合
- オ. 公害対策、安全対策、使用経路、仮設備、作業船の仕様、再生資源、排水等の施工条件が明確でない場合。

5. 設計変更が可能なケース

◆(3)設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き (契約書第18条第1項第四号)

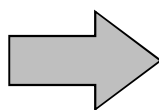
自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。

また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取(捨)場、工事用道路、通行道路、工事に関係する法令等が挙げられる。

受注者

発注者

「契約書第18条(条件変更等)第1項第四号」に基づき、設計図書の条件明示(当初積算の考え)と現地条件とが一致しないことを直ちに監督職員に通知



調査の結果、その事実が確認された場合、発注者は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。必要に応じ、品質確保調整会議又は設計変更協議会の活用を図る。

【例】

- ア. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- イ. 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- ウ. 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合
- エ. 撤去工事を施工したところ、当初想定していない障害物(埋設物、湧水等)が確認され、施工条件の変更が必要な場合
- オ. 土中の不可視部分(地盤改良工事等)を施工したところ、埋設物(障害物)が確認された場合や支持地盤が想定と異なる場合等、撤去工の追加や工法及び深度の変更が必要な場合
- カ. 浚渫工事で、受注者が行う着工前の事前測量において、埋没等が確認され、深淺値が当初の設計図書と異なる場合
- キ. 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
- ク. その他、新たな制約等が発生した場合

5. 設計変更が可能なケース

◆(4) 工事中止の場合の手続き (契約書第20条)

受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き

受注者

発注者

地元調整や予期しない現場条件等のため、受注者が工事を施工することができない

受注者からの中止事案の確認請求も可。

「契約書第20条(工事の中止)第1項」により、発注者は工事の全部又は一部の施工を一時中止しなければならない。

受注者は、港湾工事共通仕様書1-1-16第3項に基づき、基本計画書を作成し、発注者の承諾を得る。

発注者より、一時中止の指示(契約上一時中止をかけることは発注者の義務)

不承諾の場合は、基本計画書を修正し、再度承諾を得る。

発注者は、現場管理上、最低限必要な施設・人数等を吟味し、基本計画書を承諾

基本計画書に基づいた施工の実施

承諾した基本計画書に基づき、施工監督及び設計変更を実施

5. 設計変更が可能なケース

【例】

- ア. 設計図書に工事着工時期が定められているが、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
- イ. 発注者と警察、海上保安部、河川・鉄道・港湾管理者等の管理者との協議が未了の場合
- ウ. 管理者との協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- エ. 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
- オ. 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
- カ. 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)場合でその措置検討に時間を要する場合
- キ. 工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合
- ク. 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合
- ケ. 機雷等不発弾の発見から処理終了までの施工できない期間が設定された場合
- コ. 有害物質(ダイオキシン等)の検出から調査結果確定までの施工できない期間が設定された場合
- サ. 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

5. 設計変更が可能なケース

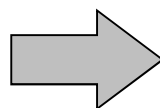
◆(5) 受注者の請求による工期の延長 (契約書第22条)

受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

受注者

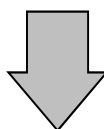
「契約書第22条(受注者の請求による工期の延長)第1項」に基づき、その理由を明示した書面により**監督職員に通知**

協議



発注者

発注者は第2項に基づき、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。請負代金についても必要と認められるときは変更を行う。



受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「**協議**」により**工期及び請負代金額を定める**。必要に応じ、品質確保調整会議又は設計変更協議会の活用を図る。

【例】

- ア. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- イ. 台風や冬季風浪等による施工現場での荒天待機日が続いた場合
- ウ. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- エ. その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

5. 設計変更が可能なケース

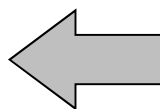
◆(6)発注者の請求による工期の短縮等 (契約書第23条)

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。

受注者

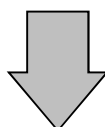
受注者は発注者からの請求に基づき、工期短縮を図るための施工計画を発注者に提出し、承諾を得る。

協議



発注者

発注者は、「契約書第23条(発注者の請求による工期の短縮等)第1項」に基づき、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を書面により受注者に請求。



受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により**工期及び請負代金額を定める**。必要に応じ、品質確保調整会議又は設計変更協議会の活用を図る。

【例】

- ア. 工事一時中止にともない、工期短縮が必要な場合
- イ. 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- ウ. 港湾運営上、供用開始時期を繰上げる必要が生じたことから、当初予定した完成時期を繰上げるため、工期を短縮せざるを得ない場合
- エ. 供用開始時期や利用面から、必要な工期の延長を行うことが困難な場合
- オ. その他の事由(地元調整、関係機関調整など)により工期の短縮が必要な場合

5. 設計変更が可能なケース

◆(7)「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

1. 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
2. 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
3. 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
4. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
5. 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
6. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。(標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う)
7. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
8. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
9. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構設計図面作成。
10. 「港湾の施設の技術上の基準・同解説」・「各種設計基準書」等との対比設計。
11. 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。

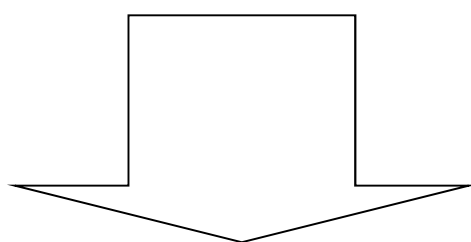
(注)なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

6. 設計変更手続きのフロー

● 設計変更の手続きは、「5. 設計変更が可能なケース」で記載したとおり、工事請負契約書の各条項を根拠に様々な内容が実施され、その行政手続きも案件毎に異なる。

設計変更の多くは工事施工中に発生することから、工事進捗への影響を最小限に抑える必要があり、スムーズな処理が常に求められる。

ここでは、設計変更の手続きフローの例を紹介し、迅速化への参考とされたい。



<例題>

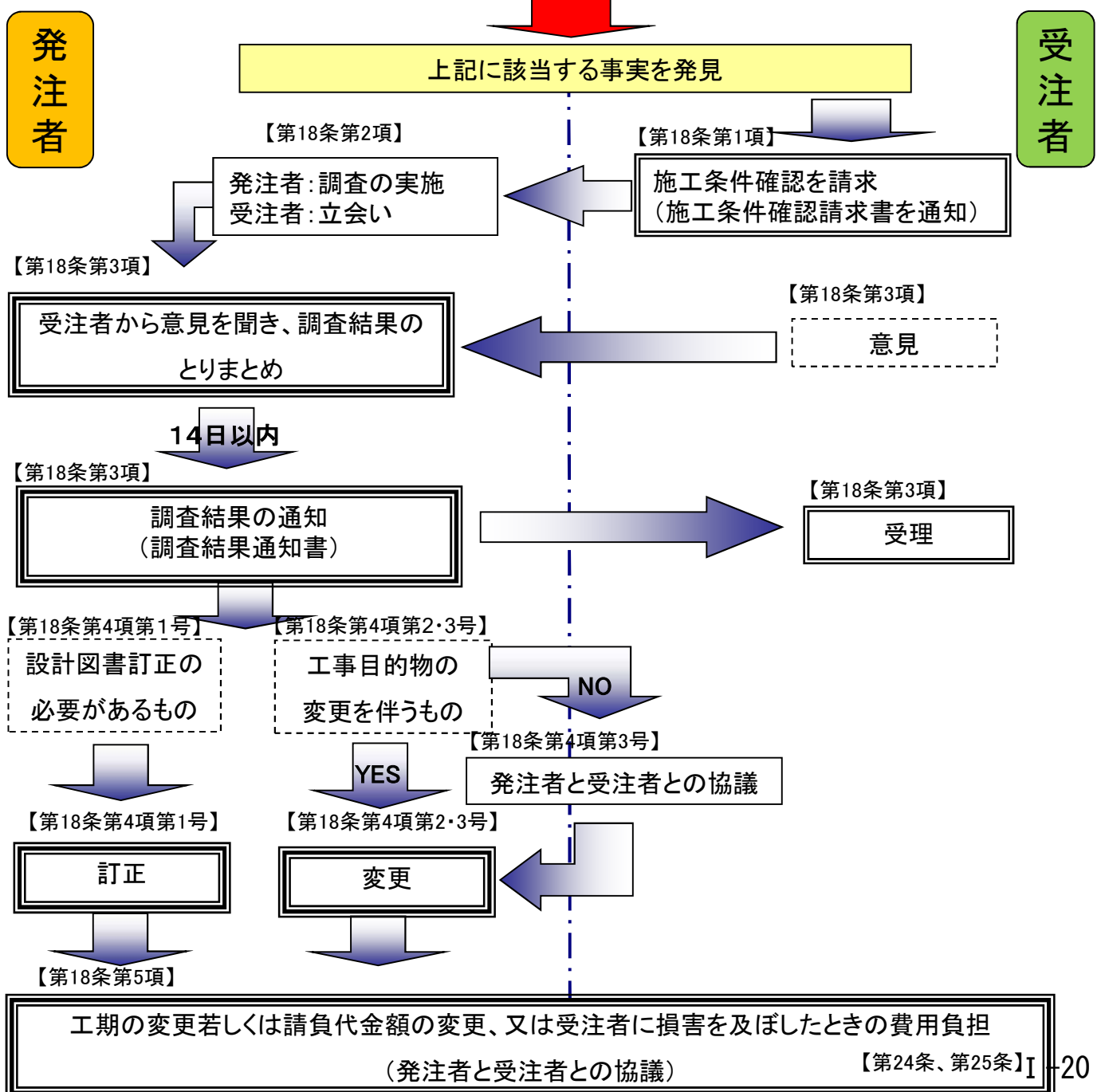
- (1) 工事請負契約書第18条の場合のフロー例
- (2) 工事請負契約書第19条の場合のフロー例
- (3) 工事請負契約書第20条の場合のフロー例

6. 設計変更手続きのフロー

(1) 工事請負契約書第18条の場合のフロー例

【第18条: 条件変更等に該当する事実】

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- 三 設計図書の表示が明確でないこと
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

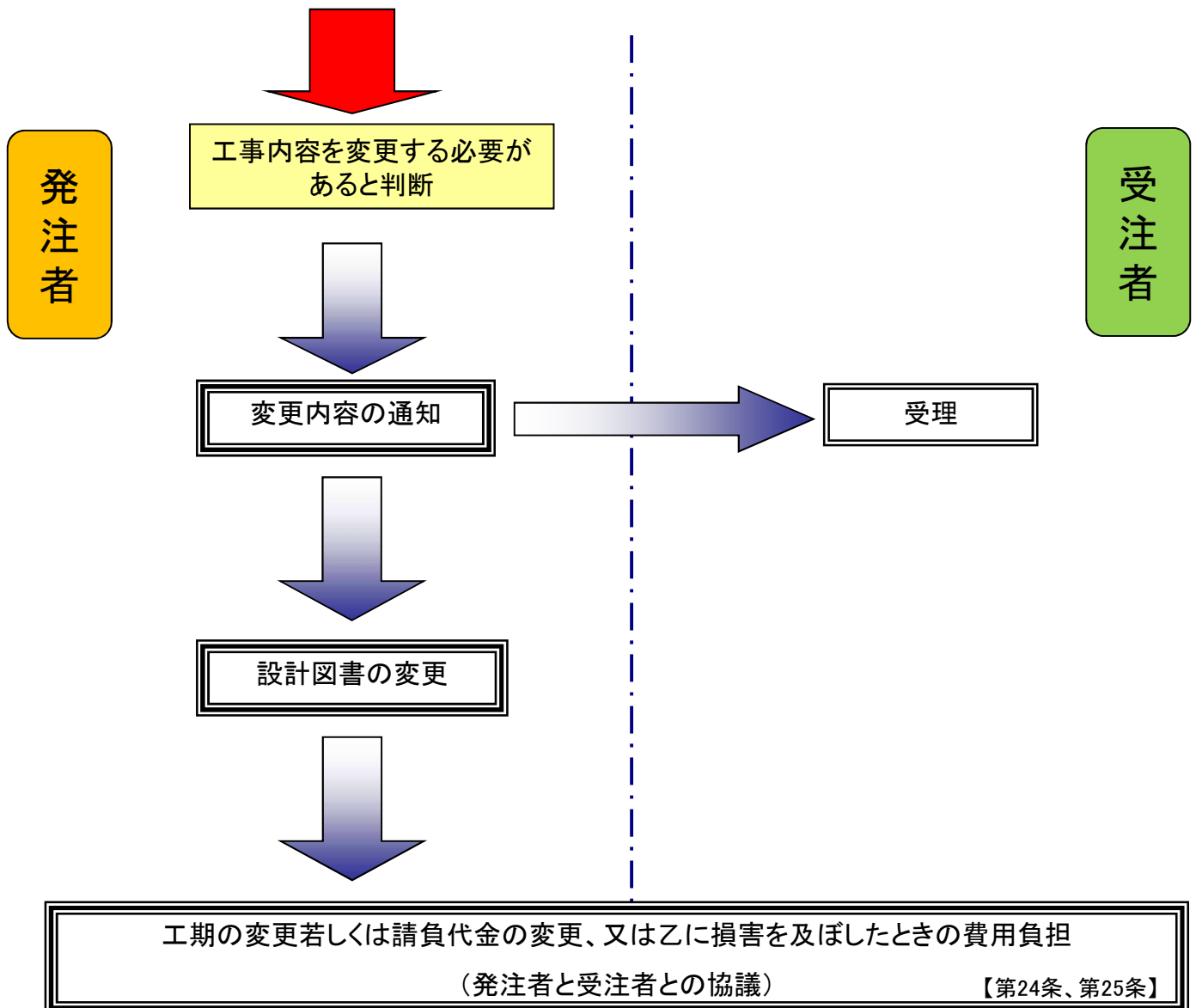


6. 設計変更手続きのフロー

(2) 工事請負契約書第19条の場合のフロー例

【第19条: 設計図書の変更に該当する事実】

発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

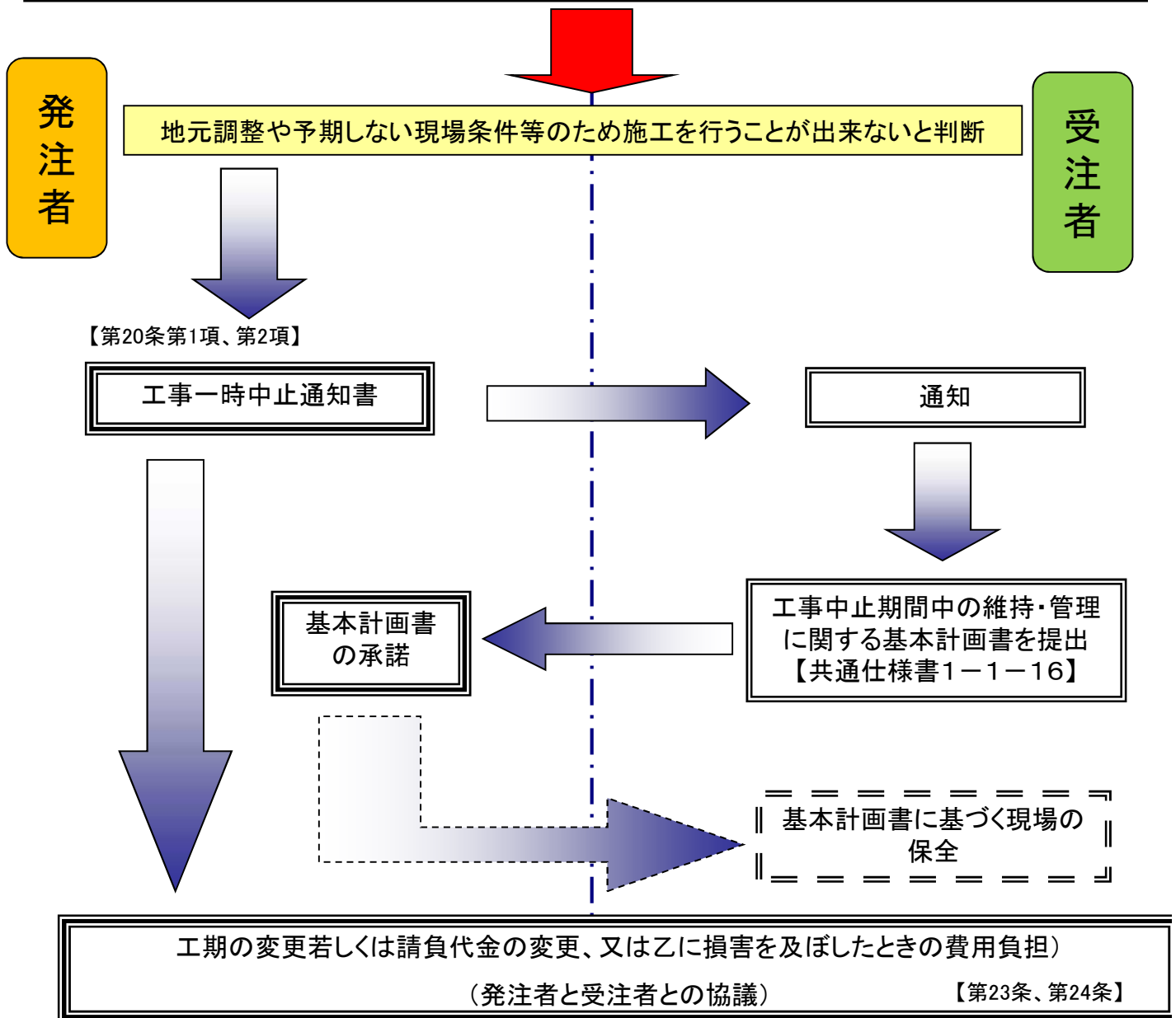


6. 設計変更手続きのフロー

(3) 工事請負契約書第20条の場合のフロー例

【第20条: 工事の中止に該当する事実】

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であつて受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

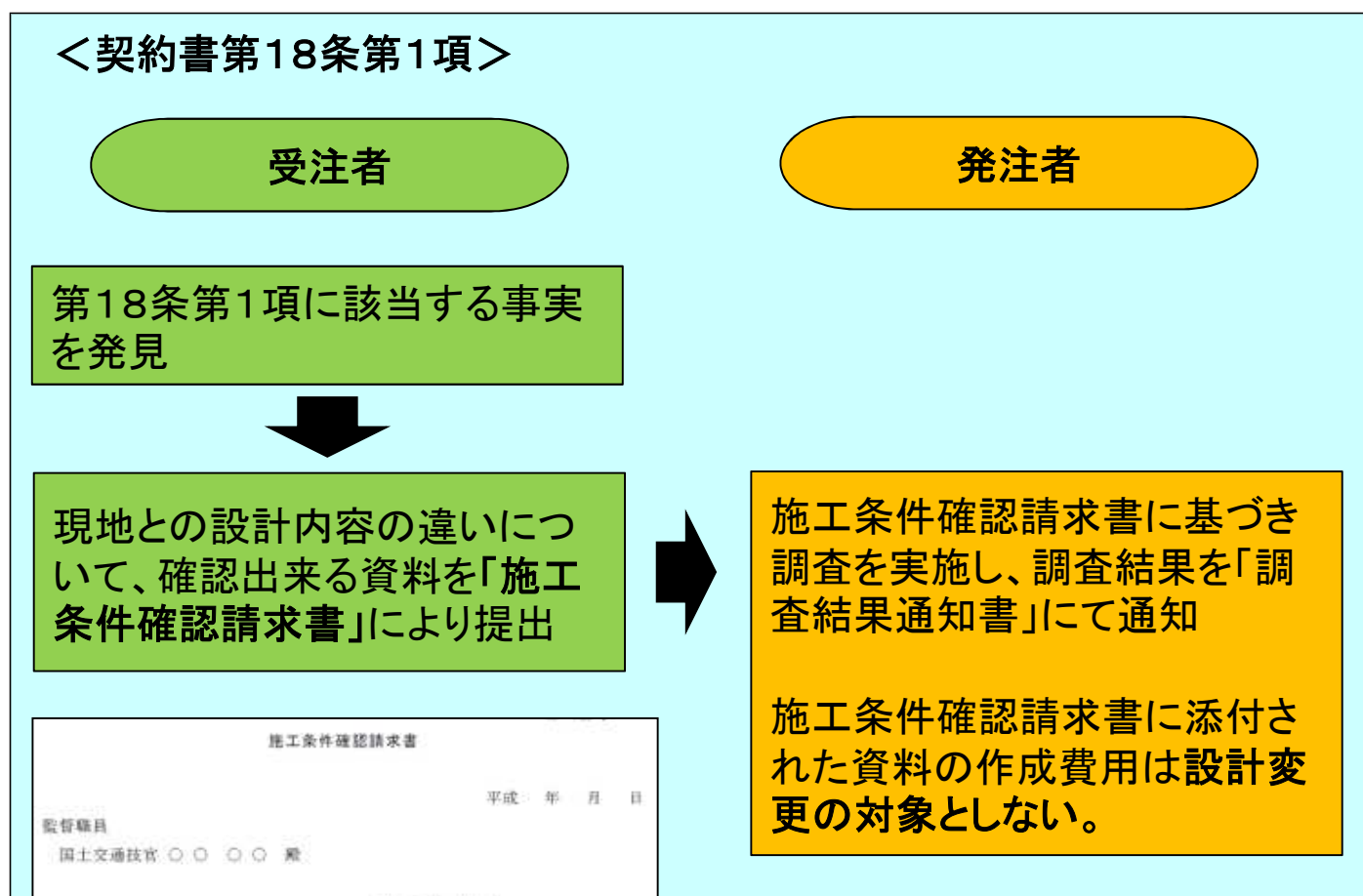


7. 設計変更に関わる資料の作成

設計変更に係わる資料の作成についての具体的対応方法

(1) 設計照査に必要な書類の作成

受注者は、当初設計等に対して「工事請負契約書」第18条第1項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認出来る資料を「施工条件確認請求書」により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については、契約変更の対象としない。



施工条件確認請求書

平成 年 月 日

監督職員
国土交通技官 ○ ○ ○ ○ 殿

受注者 住所
名称
現場代理人氏名 印

下記のとおり、契約書第18条第1項に基づき通知しますので施工条件の確認を願います。

記

1. 工 事 名
1. 契 約 年 月 日 平成 年 月 日 第 号
1. 内 容

7. 設計変更に係わる資料の作成

(2) 設計変更に必要な資料作成

「工事請負契約書」第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、同条第4項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は以下の手続きによるものとする。

- ①設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ②設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に係わり作成した資料を確認する。
- ④書面による指示に基づいた設計変更に係わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤費用の算定は、「港湾請負工事積算基準」による。

<契約書第18条第4項>

受注者

発注者

設計図書の訂正又は変更は発注者

～ 設計変更するために必要な資料の作成を依頼するときは ～

- ・設計変更が必要な内容について、受発注者間で確認
- ・必要な資料の作成について協議し、発注者が受注者に書面により指示

設計変更に係わる資料を作成→提出

資料を確認
この資料の作成費用は設計変更の対象。

8. 条件明示

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

なお、条件明示等に誤謬・不足が生じないように、努めること。

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始または完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、他の工事の開始又は完了の時期 2. 施工期間、工事の着手時期、施工時間帯及び施工方法が制限される場合は、特定される施工期間、工事の着手時期、施工時間帯及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、その協議の成立見込み時期 4. 他官庁、その他関係機関との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工事費及び工程に影響がある場合は、当該条件
用 地 関 係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等の確保に未処理部分がある場合は、その処理の見込み時期 2. 受注者にケーソン、ブロック等の製作ヤード及び仮置場所を指定する必要がある場合は、その内容(場所、範囲、荷重条件、期間、有償・無償の別等) 3. 作業船を回航する場合で、係留場所及び緊急避難場所等を指定する必要がある場合は、その内容(場所、係留条件等) 4. 施工場所が国際埠頭施設である場合、法令遵守や制約の内容(立入制限等)

8. 条件明示

明 示 項 目	明 示 事 項
公害対策関係	1. 工事に伴う公害防止(家屋、水質、騒音、振動・防塵等)のため、施工方法、機械施設、作業時間等に制限がある場合は、その内容 2. 工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合は、家屋、水質、騒音、振動等の調査方法・内容、範囲等 3. 底質ダイオキシン類対策が必要な場合は、その内容 4. 土壌汚染対策が必要な場合は、その内容
安全対策関係	1. 交通安全施設、保安設備、保安要員又は交通誘導員を設置及び配置する場合は、その内容 2. 安全監視船を配置する場合は、その内容(期間、隻数、規格等) 3. 発破作業等の保安設備、保安要員を設置及び配置する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 4. 潜水作業における潜水病対策の設備を設置する場合は、その内容 5. 水雷保険等の内容 6. 鯨対策

8. 条件明示

明 示 項 目	明 示 事 項
工 事 用 道 路 関 係 及 び 船 舶 経 路 関 係	1. 一般道路を搬入出路として使用する場合 (1) 工 事 用 資 機 材 等 の 搬 入 経 路、使 用 期 間 等 に 制 限 が あ る 場 合 は、そ の 経 路、期 間 等 (2) 搬入路の使用 中 及 び 使 用 後 の 処 置 を 行 わ せ る 場 合 は、そ の 処 置 内 容 2. 仮設路を設置する場合 (1) 仮設路に関する安全施設等を設置する場合は、その内容 (2) 仮設路の工事終了後の処置(存置又は撤去) (3) 仮設路の維持及び補修を行わせる場合は、その内容 (4) 仮設路の構造及びその施工方法 3. 工事のため一般道路を占有する場合は、その内容(期間、範囲及び条件等) 4. 作業船の移動経路に指定及び時間等の制限がある場合は、その内容
仮 設 備 関 係	1. 仮土留、仮道路、仮橋、足場、汚濁防止膜、測量櫓、仮設棧橋等の仮設物を次年度にわたり使用する場 合 又 は 他 の 工 事 に 転 用 若 し く は 兼 用 す る 場 合 は、そ の 内 容 2. 安全対策上、重要な仮設物の設計条件、構造及び施工方法 3. 仮設備を使用(供用)する場合で、使用制限や使用条件がある場合は、その内容 4. 仮設備の管理方法

8. 条件明示

明 示 項 目	明 示 事 項
作 業 船 関 係	1. 作業船を指定する必要がある場合は、その内容(船種、規格、性能等) 2. 作業船の回航内容を指定する必要がある場合は、その内容(船種、規格、性能、時期、回数、往復・片道の別、入出港名(仕出港、仕向港)、回航保険等)
再 生 資 源 関 係	1. 特定建設資材を利用又は特定建設資材廃棄物が発生する場合はその分別解体等・再資源化等の方法並びに再生資源を活用する場合等はその種類・規格等の諸条件
工 事 支 障 物 件	1. 工事区域等に占用物件等の工事支障物件が存在する場合は、その内容(位置、構造等) 2. 工事支障物件がある場合は、その移設、撤去、防護等の内容(方法、時期等)
排 水 工 (汚 水 処 理 を 含 む) 関 係	1. 濁水、湧水等の処理で特別な対策が必要な場合は、その内容 2. ポンプ浚渫等における余水処理条件等がある場合は、その内容 3. 汚濁防止対策が必要な場合は、その内容(設備等)

8. 条件明示

明 示 項 目	明 示 事 項
そ の 他	1. 工事用資機材等の保管、運搬方法等を指定する必要がある場合は、その内容(場所、内容、期間等)
	2. 工事現場発生品がある場合は、その内容(品名、数量、現場内での使用の有無、納入場所等)
	3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その内容(品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡時期、仮置状況図、支給範囲、積出想定場所等)
	4. 工事用電力等を使用する場合は、その内容
	5. 基礎地盤の地質条件が施工方法等に影響を及ぼす場合は、その内容(性状等)
	6. 材料に指定メーカー及び産地指定がある場合は、その内容
	7. 仮設備のイメージアップについて指示する必要がある場合は、その内容
	8. 浚渫等において、施工区域及びその周辺に地下埋設された横断工作物(電線、ガス管、水道管等)が想定される場合は、その内容(概略位置等)
	9. 当初発注時点において、未計上の場合の条件明示
	10. その他、条件明示をすべき事項がある場合は、その事項及び内容

9. 関連事項

◆ 指定・任意の使い分け

指定・任意の正しい運用

仮設・施工方法等の指定・任意については、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

1. 任意の仮設・施工方法等については、その仮設・施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
2. 任意の仮設・施工方法等については、その仮設・施工方法に変更があったとしても原則として設計変更の対象とならない。

ただし、指定・任意ともに設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は、設計変更の対象となる。

仮設・施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。



任意については、受注者が自らの責任で行うもので、仮設・施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。(変更の対象としない)



発注者(監督職員)は任意の趣旨を踏まえ、適切な対応が必要。

※任意における下記のような対応は不適切

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応
- ・標準歩掛では使用機械は〇〇をとなっているので、他の機械での施工は不可との対応。
- ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、積算上の工法で施工するよう対応。



ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は設計変更の対象となる。

9. 関連事項

発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

■ 自主施工の原則

工事請負契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていないならば、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

工事請負契約書第1条第3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的に指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	<指定仮設とすべき事項の例> ・防災機能を有する仮設物を設置する場合 ・関係官公署等との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合	

9. 関連事項

◆入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

・契約図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながる。

【入札前】

- ・工事の入札に当たっては、一般競争入札の公告、指名通知書、図面、仕様書、競争契約入札心得、工事請負契約書案及び現場説明書をよく確認のうえ、入札書を提出するものとする。
- ・入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等をよく確認のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。(競争契約入札心得第4条(入札等))

【契約後】

- ・受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなくてはならない。(港湾工事共通仕様書1-1-3 設計図書の照査等)